

令和7年度指導監査実施方針及び重点事項

1 指導監査実施方針

児童福祉法、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、県が所管する社会福祉法人立を除く保育所・保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）の適切な運営の確保と当事者目線に立った保育所等の質の一層の向上を図るため、以下のとおり指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

一般指導監査は、保育所等に対して、次により実施します。実施方法は、実地によるほか、必要に応じ、書面により実施することができるものとします。

毎年度、実地監査を実施しますが、前回の実地監査の結果、運営に大きな問題が認められない施設については、原則2年に1回の実地監査もしくは書面監査とします。

ただし、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

児童に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する保育所等に対して、実地により特別指導監査を実施します。

2 指導監査重点事項

保育所等における児童の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組、改正後児童福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

ア. 管 理 関 係

(1) 職員の確保及び資質の向上

- ① 良質なサービスを提供するため、職員の確保及び定着化について、労働環境の整備等に積極的に取り組むよう指導します。

特に、職員の年休取得や繰越が、関係法令等に基づき行われているか確認します。

- ② 職員の資質向上対策として計画的な内部研修の実施及び各種研修会への参加機会の確保等、積極的な取組みが図られるよう指導します。

特に、研修や訓練を実施したことがわかる書類を保存しているか確認します。

(2) 災害への備え

- ① 施設において火災が発生した場合、甚大な被害につながるおそれがあることから、業者による消防設備点検結果報告書等により改善箇所がある場合は速やかに改善するよう指導します。
- ② 避難訓練等については、法令等で定められた回数が実施されるよう指導します。
- ③ 非常災害時に備えて、非常災害に関する具体的な計画の作成や、食料、飲料水等が必要量保存されるよう指導します。

イ. 経 理 関 係

(1) 適切な会計処理の確保

施設で定めた規程に基づく適切な会計処理を行うよう指導します。

施設の公益性に鑑み、内部牽制組織の確立、適正な契約手続きの指導を行うとともに、事業の目的外支出の有無、利用者負担金等の簿外処理の有無について確認します。

特に、寄付金品受入事務や契約事務について、経理規程に基づく事務処理が行われているか確認します。

ウ．処 遇 関 係

（１）児童の尊厳の保持を基本とした施設運営

施設の運営に当たっては、保育所保育指針に沿った適切な運営がされているか、指導します。

特に、不適切な保育や虐待など、児童の尊厳が損なわれていないか確認します。

（２）環境及び衛生管理並びに安全管理

・施設内感染症対策の充実

集団生活を営む社会福祉施設では、感染症（ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、結核、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、レジオネラ症、腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）が発生した場合の影響は極めて大きいため、感染症対策マニュアルを作成し、定期的な職員研修によりその防止対策を十分とるよう指導します。

特に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組み（報告体制の整備、訓練・研修の実施等）が行われているか確認します。

・児童の安全確保

① 施設内の日常の事故防止について、予防対策の確立、事故対応手順の徹底が図られているか確認します。

② 児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定が義務づけられたので、計画の策定や周知及び計画に基づく研修や訓練の実施状況について確認します。

特に、安全計画やバス乗降時のマニュアル等が策定されているか確認します。

（３）苦情への適切な対応

苦情については、児童本位のサービスの提供のため、苦情解決の仕組み及び複数名の第三者委員の氏名・連絡先等が周知され、また、保護者等からの苦情（意見・要望を含む）に対して迅速・的確に対応し、苦情の内容及び解決結果が定期的に公表されるなど、苦情解決体制の適正な実施が図られるよう指導します。

（４）保護者への支援

保護者との相互理解を図るとともに、保護者の状況に配慮した特別の支援や不適切な養育等が疑われる家庭への支援が行われるよう指導します。